

高齢者・介護

メクレンブルク・フォアボンメルン州における Kranken-und Altenpflegehelfer の養成制度

静岡県立大学短期大学部
高木 剛

1. はじめに

急速に進む高齢化の中、日本の介護人材確保は危機的状况であると言っても過言ではない。新聞やテレビなどで話題になっているとおり、施設や在宅において要介護高齢者等の介護を担う介護福祉士等は慢性的に不足しており、とりわけ新規開設の施設においては、設置基準で規定されている人数を確保することができず、全てのフロアをオープンできない状況が少なからず見受けられる。しかも、要介護高齢者等の介護ニーズは増すばかりでなく、多様化・複雑化している。そのため、介護を担う人材確保では、量はもとより質の確保が強く求められている。

現在、日本における介護人材として、介護福祉士をはじめ、介護職員初任者研修や実務者研修の修了者などが挙げられる。これらの人材養成の在り方の検討は、今後の日本における介護サービスの量的・質的確保に大きく影響しかねないため、重要かつ喫緊な課題といえる。

ところで、日本と同様に介護人材の確保に苦慮するドイツでは、近年、介護・看護人材養成の在り方を抜本的に見直す取り組みがなされている。その代表的なものとして、Altenpfleger、Gesundheits-und Krankenpfleger、Gesundheits-und Kinderkrankenpfleger の3職種の統合教育などを試行する「モデル事業」(2004年～2008

年)¹⁾や、その成果を踏まえた、新たな介護・看護人材養成(教育)に係る法的整備の検討²⁾が挙げられる。すでに連邦政府(BMFSFJ)と各州の担当者で構成される連邦州ワーキンググループ(Bund-Länder-Arbeitsgruppe)により、新たな法律の整備に向けた草案が示されており、Altenpfleger、Gesundheits-und Krankenpfleger、Gesundheits-und Kinderkrankenpflegerを統合した、ジェネラリスト養成(教育)について提言されている。

このような流れに連動して、これらの補助職(Helfer)である、AltenpflegehelferやGesundheits-und Krankenpflegehelferの養成(教育)の再編も進められている。従来、ほとんどの州では、AltenpflegehelferやGesundheits-und Krankenpflegehelferを1年間で養成してきたが、最近ではこれらの養成制度を見直し、1年半または2年間に要する新たな資格を創設するケース(例えば、ハンブルク州、ニーダーザクセン州など)³⁾⁴⁾が増えてきた。

このようなドイツの動向は、日本の介護福祉士はもとより、介護職員初任者研修や実務者研修などの介護人材養成の在り方を展望するうえで有益であると思われるが、日本では筆者の研究報告³⁾⁴⁾以外にほとんど先行研究がないため、その実態が不透明であると言わざるを得ない。

そこで本研究では、日本の介護人材養成制度のうち、とりわけ介護職員初任者研修や実務者研修の改善方策の検討に資するため、メクレンブルク・フォアボンメルン州(Mecklenburg-Vorpommern)におけるKranken-und Altenpflegehelferの養成制度を概観し、日本との対比で特徴的な内容につ

いて考察することを目的とした。

2. 研究方法

Kranken- und Altenpflegehelfer の管轄省である、労働・平等・社会省 (Ministerium für Arbeit, Gleichstellung und Soziales)⁵⁾ および養成校 (ecolea-Private Berufliche Schule)⁶⁾ のホームページ、Kranken- und Altenpflegehelferin の職業に関する省令⁷⁾、その他文献・資料等により、Kranken- und Altenpflegehelfer の養成制度について整理した。特に、①養成期間・時間数、②養成教育カリキュラム、③修了試験、④職務内容などに注目し、日本の介護職員初任者研修および実務者研修との対比で特徴的な内容を考察した。

3. 倫理的配慮

本研究では、行政機関および教育機関のホームページおよび各種文献・資料などから情報を得た。情報を引用する際は、その出典を明記した。

4. ドイツにおける介護・看護人材養成

現在ドイツにおいて介護および看護業務を担う人材としては、高齢者介護の中心的な担い手である Altenpfleger (養成期間 3 年間: 養成時間数 4600 時間)、看護全般の担い手である Gesundheits- und Krankenpfleger (養成期間 3 年間: 養成時間数 4600 時間)、そして小児看護の担い手である、Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger (養成期間 3 年間: 養成時間数 4600 時間) が挙げられる。また、これらの補助職として、Altenpflegehelfer (養成期間は通常 1 年間: 養成時間数は州により異なる)、Gesundheits- und Krankenpflegehelfer (養成期間は通常 1 年間: 養成時間数は州により異なる) が挙げられる。これらのうち、Altenpfleger、Gesundheits- und Krankenpfleger、Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger の 3 つの資格については、連邦法 (Bundesgesetz) で規定される、いわゆる (連邦) 国家資格という位置づけである。これらの補助職である、Altenpflegehelfer および

Gesundheits- und Krankenpflegehelfer は、各州の法律 (Landesrecht) で養成教育などが規定される、いわゆる州資格という位置づけである。

5. 介護・看護人材養成をめぐる新たな展開

モデル事業¹⁾ の成果を踏まえ、連邦政府の主導のもと新たな人材養成の法整備に向けた検討が進められている。例えば、2009 年には、連邦議会選挙によって新連立政権 (キリスト教民主・社会同盟および自由民主党) が発足したが、今後の介護政策として、高齢者介護に関わる人材養成を抜本的に見直すため、新たな法整備と養成教育改革を行うことが公約された。これを受けて、州大臣会議において、新たな介護・看護人材養成制度導入について基本的な合意がなされた。2010 年 3 月には、連邦政府の要請により、連邦州ワーキンググループが発足し、新たな法整備に向けた草案づくりが始まった。そして、2012 年 3 月には、連邦州ワーキンググループから新たな法整備の草案が提出されたが、そこでは主に 4 つの柱が示された²⁾。

第一に、Altenpfleger や Gesundheits- und Krankenpfleger などの養成を規定しているそれぞれの法律に代わる新たな法律を制定すること。

第二に、Altenpfleger、Gesundheits- und Krankenpfleger、ならびに Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger の 3 職種を統合すること。

第三に、これら 3 職種の職業教育および試験規定を整備すること。

そして第四に、高等教育機関 (大学) における職業教育および学術教育を推進することである。

草案では、これらについて具体的な提案が示された²⁾。

このような動きに合わせて、幾つかの州においては、介護・看護分野の補助職養成の統合化が進められている。例えば、本稿で取り上げるメクレンブルク・フォアポンメルン州の Kranken- und Altenpflegehelfer をはじめ、ハンブルク州の Gesundheits- und Pflegeassistent、ニーダーザクセン州の Pflegeassistent が挙げられる。

6. メクレンブルク・フォアボン州における Kranken-und Altenpflegehelfer 養成の概要

Kranken-und Altenpflegehelfer 養成の主な特徴として、少なくとも次の4つが挙げられる。

第一に、2004年8月に創設された資格であること。

第二に、Altenpflegehelfer と Krankenpflegehelfer を統合した資格であること。

第三に、介護および看護分野に共通する基礎資格であること。

そして、第四に、基礎的な介護・看護業務を担うことである。

Kranken-und Altenpflegehelfer は、主として職業専門学校で養成されている。入学条件は、職業教育を受けるにあたり、健康上の問題がなく、基幹学校を卒業した者またはそれと同等の教育を受けた者、もしくは病院または介護施設において、高齢者や患者等に対する介護・看護の補助業務に2年間以上従事した経験を有する者である。

養成教育目標は、専門職（Altenpfleger、

Gesundheits-und Krankenpfleger など）の指導のもと、あらゆる年齢の患者や要介護者に対して世話および支援を遂行できる能力を身に付けることである⁷⁾。

その職務は、①専門的知識にもとづく、広範囲に及ぶ基本ケア、②家政の支援、③健康・予防とリハビリテーションへの協力、④患者データおよび資料の収集への協力、⑤重病人および死を迎えた人のケアへの協力、⑥自立した生活の維持・促進並びに社会参加の維持・促進、⑦家族および近隣住民の相互扶助の提案・付き添いなどである^{5)~7)}。

養成期間は1年半で、養成教育は理論教育と実務教育で構成され、理論教育は最低800時間、実務教育は最低1400時間が必要とされる。ちなみに、各教育時間の配分は、最初の1年間は理論教育760時間および実務教育700時間で、残り半年間は、理論教育40時間、実務教育700時間に加え、修了試験が課せられる⁷⁾。

表1. Kranken-und Altenpflegehelferの養成教育カリキュラム

学習分野	科目分野	時間
理論科目	ケア行為への理論的基礎の考慮	180
	個人および状況に応じたケアへの協力	260
	緊急時の対応、応急処置	20
	ケアにおけるコミュニケーション	40
	健康増進・予防、リハビリテーション	40
	生活様式に沿った患者や高齢者の支援	100
	ケア行為における制度的・法的枠組みの考慮	40
	職業的自己理解の深化	40
	自由選択科目	80
実務教育	高齢者介護施設、病院などにおける実務	1400

7. Kranken – und Altenpflegehelfer の 養成教育カリキュラム

理論教育の科目は、「ケア行為への理論的基礎の考慮」(180 時間)、「個人および状況に応じたケアへの協力」(260 時間)、「緊急時の対応、応急処置」(20 時間)、「ケアにおけるコミュニケーション」(40 時間)、「健康増進・予防、リハビリテーション」(40 時間)、「生活様式に沿った患者や高齢者の支援」(100 時間)、「ケア行為における制度的・法的枠組みの考慮」(40 時間)、「職業的自己理解の深化」(40 時間)、自由選択科目 (80

時間)である。また、実務教育は、病院(560 時間)、高齢者介護施設(560 時間)、通所介護(240 時間)、これらの配分(40 時間)などで実施される(表 1)^{6) 7)}。

修了試験は、口述試験と実技試験が課せられ、これらに合格した者には、Kranken-und Altenpflegehelfer の資格が付与される。ちなみに、資格取得後は、Altenpfleger や Gesundheits-und Krankenpfleger などの養成課程に進むことができ、これらの養成期間(3 年間)のうち通常 1 年間は短縮される。

表 2. Kranken – und Altenpflegehelfer 養成、介護職員初任者研修、実務者研修の主な内容

	Kranken-und Altenpflegehelfer	介護職員初任者研修	実務者研修
期 間	1 年 6 ヶ月	8 ヶ月以内	6 ヶ月以内
理論教育	800 時間	130 時間	450 時間
実務教育	1400 時間	都道府県により異なる	—
修了試験	口述試験、実技試験	筆記試験(1 時間程度)	事業者により異なる
そ の 他	介護・看護分野 共通の基礎資格	介護分野 の基礎研修	介護分野 の基礎研修

8. 介護職員初任者研修および

実務者研修との対比

ところで、Kranken-und Altenpflegehelfer は、日本の介護職員初任者研修または実務者研修に匹敵する。主な内容を比較してみると、養成期間については、Kranken-und Altenpflegehelfer では 1 年半であるのに対し、介護職員初任者研修では 8 ヶ月以内、実務者研修では 6 ヶ月以内となっている。また、理論教育については、Kranken – und Altenpflegehelfer では 800 時間であるのに対し、介護職員初任者研修では 130 時間、実務者研修では 450 時間となっている。その他、修了試験の方法、資格の位置づけなどにおいても差が見られる(表 2)。

9. おわりに

ドイツでは、魅力のある介護・看護人材を養成するため、積極的に改革がなされている。本稿で取り上げた補助職も例外ではない。ドイツと日本では教育制度が異なるため、ドイツの人材養成の制度を日本にそのまま取り入れることは困難であるが、ドイツにおける介護および看護人材養成の動向は、介護・看護ニーズに対して、効率的・効果的に対応できる人材養成を検討するうえで貴重な資料となると考える。

文献・資料

- 1) 高木剛：ドイツにおける介護・看護人材養成の改革－統合教育の試みを中心に．日本介護福祉士養成施設協会創立 20 周年記念論文集，pp37-53，2011.
- 2) 高木剛：ドイツにおける新たな介護・看護人材養成制度の導入に向けた動き－連邦州ワーキンググループによる報告書（草案）の内容を中心に．介護福祉教育．No.39, pp72-78, 2015.
- 3) 高木剛：ハンブルク州における Gesundheits- und Pflegeassistent の養成制度－養成教育カリキュラムを中心に．介護福祉教育.No.37, pp81-87. 2014.
- 4) 高木剛：ドイツにおける介護・看護分野の補助職（Helfer）養成制度の再編－ニーダーザクセン州の例を中心に．社会事業研究．第 54 号，pp81-84，2015．
- 5) Ministerium für Arbeit, Gleichstellung und Soziales
(http://www.regierung-mv.de/cms2/Regierungsportal_prod/Regierungsportal/de/sm/)
- 6) ecolea – Private Berufliche Schule
(<http://www.ecolea.de/berufliche-schule/kranken- altenpflegehilfe.html>)
- 7) Verordnung über den Beruf der Kranken- und Altenpflegehelferin und des Kranken- und Altenpflegehelfers (Kranken- und Altenpflegehelfer- verordnung - KrAlpflVO M-V) Vom 16. August 2004.